

用語解説

用 語	説 明
あ 行	
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technologyの略。 パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ITとほぼ同様の意味ですが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communicationという言葉を入れたICTが用いられています。
一般介護予防	要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、すべての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等から構成されています。
インフォーマルサービス	介護保険などの制度を使わないサービスを指します。
NPO (エヌピーオー)	Non-Profit Organization の略。 民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体を指します。
オレンジサポーター	認知症サポーターから一歩進んで活動されている方々のことです。 ※日南市独自の名称です。
か 行	
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のことです。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービスなどがあります。
介護支援専門員(ケアマネジャー)	「ケアマネジャー」参照。
介護者	要支援・要介護認定者等を介護する人。
介護保険サービス	介護保険サービスで、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援があります。
介護保険施設	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、介護医療院があります。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うものです。



用 語	説 明
介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つです。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等を提供します。
介護予防・日常生活支援総合事業	利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援(配食・見守り等)、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業です。
機能訓練	病気や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等(社会的機能訓練)があります。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャー(介護支援専門員)が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン(居宅サービス計画)の作成等を行います。
ケアハウス	「軽費老人ホーム」参照。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画です。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいいます。介護保険制度で位置づけられている機能です。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し、給付限度額を目安にケアプランを作成します。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行います。
軽費老人ホーム	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設で、A型、B型、ケアハウスの3種類があります。原則として60歳以上の人を対象となります。A型は高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人、B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人、ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人対象となります。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっています。



用 語	説 明
権利擁護	認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行います。
高齢化率	高齢者の人口比率のことで、65 歳以上の人口を総人口で除した比率です。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味します。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待があります。
さ 行	
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されています。地域福祉事業推進の中心的役割を担っています。
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格した専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担います。
若年性認知症	64歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因が様々です。なお、発症原因が外傷性疾患及び内分泌疾患等の場合は65歳になるまで介護保険は適用されません。
住宅改修	自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすいよう、段差の解消、手すりの取付けなど、住宅の改修を行ったときにその費用の一部を支給します。
自立支援型地域ケア会議	介護保険を利用している方がいつまでも元気に自立した生活を営むことができるよう、地域の様々な専門職が集まって、ケアマネジャーが作成するケアプランを検討する会議です。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体です。
スキル	教養や訓練を通して獲得した能力(技能)のことをいいます。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすために活動しています。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する病気をいいます。



用 語	説 明
成年後見制度	認知症等のために判断能力が十分でない方に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度です。
た 行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
団塊ジュニア世代	昭和22年から昭和24年生まれの第1次ベビーブーム世代の子どもたちのことです。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代です。令和7（2025）年には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられています。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。
地域ケア会議	介護や支援が必要な人とその家族、地域の人を含め、支援の専門家がともに話し合いを行い、支援の方法について考えていく会議です。生活課題を抱える人への支援を積み重ねることによって、「地域づくり」を進めることを目指します。
地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から構成されています。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが途切れなく提供される支援体制のことです。
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービスです。



用 語	説 明
デイサービスセンター	65歳以上で身体上、または精神上の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障がある人などが日中通い、入浴や食事、機能訓練、介護方法の指導などを提供することを目的とする施設です。また、健康チェックや日常生活動作（ＡＤＬ）訓練、生活指導、レクリエーション、アクティビティなどの支援を行います。
特定健康診査	40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査です。
な 行	
日常生活圏域	平成17年の介護保険法の改正により、市町村がその住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などの条件を総合的に勘案して定めたものです。
任意事業	地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等を指します。
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されています。
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したものです。
認知症サポーター	厚生労働省が定める養成講座を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。
認知症初期集中支援チーム	認知症サポート医、保健師、介護支援専門員で構成される、訪問、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、早期診断、早期対応を目的としたチームです。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。地域包括支援センター、市町村等に配置され、地域の特徴や課題に応じた活動をしています。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合です。



用 語	説 明
は 行	
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方です。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。
フレイル（虚弱）	生活する上で大きな不自由はないものの心身が弱っていて介護が必要になる危険性が高い状態です。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等を指します。
保険料基準額	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第1号被保険者数及び12か月で除したものが基準額となります。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受け、専門機関につなげます。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じています。
や 行	
有料老人ホーム	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを行う施設です。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことです。
要介護・要支援認定	被保険者が介護保険の給付を受けるためには、市町村の認定を受ける必要があります。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定されます。要支援1・2、要介護1～5の7段階（介護の必要の程度）に応じたサービスが保険給付されます。



用 語	説 明
養護老人ホーム	おおむね65歳以上で、環境上及び経済的な理由により、日常生活を営むのに支障があり、居宅において生活することが困難な方が、自立した生活をする施設です。 入所適否は、入所判定委員会で判定されますが、最終的には、施設側の面談を実施した上で、入所可能か否かを判断します。
予防給付	要支援１・２の対象者に実施される訪問リハビリテーションなどの給付サービスのことです。

**日南市高齢者保健福祉計画
・第8期介護保険事業計画**

発行年月 令和3年3月
発行 宮崎県 日南市
編集 長寿課

〒887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1
電話 0987-31-1160 FAX 0987-21-1410